

2026 年度 創価大学法科大学院

A 日程 小論文試験

問題 1 (配点 60 点)

次の文章（末弘巖太郎著「小知恵にとらわれた現代の法律学」『役人学三則』岩波現代文庫、岩波書店、2000 年 2 月 16 日所収から一部を抜粋）を読んで、以下の【設問 1】から【設問 3】に答えなさい。

三 人間味のある法律はどうしたらできるか

次に、どうしたらもっと人間味のある適切な法律を作ることができるか、という問題を考えてみたいと思います。

現在わが国において法律がいかなる手続で作られるかということ、まず司法省なりその他の役所で案を立てて議会に提出するのが普通の場合ですが、それからあと議会が何をするかということ、これは全く言語道断で、政府の案なれば御用党の力で理が非でも議会を通過します。反対の少数党中になんかなり理屈のあることをいう人もあるのですが、多数党はそのいうことをきいてさえくれません。だから議会は法律の通ったりつかえたりする所で、法律を作る所ではない。法律はむしろ司法省なり内務省なり、その他お役所の役人によって作られるのだといっても、たいした間違いとはなりません。そこで、今日、法律の起草をされる方々はどんな方々かということ、それはそろいもそろって知恵者です。そうして吾輩出ずるにあらざるば天下のこと明らかならずとか、余輩出ずれば天下のこと定まるとかいようなぐあい、自分のもっている知恵をえらく尊信して万事がこれで解決できるというように考えている方々のように思われます。ところが私から遠慮なく申しますと、その先生がたがみずからたのむところの知恵が、たとえ、その先生がいかにえらい人であるとしても、はたしてそんなに頼りにできるほどたいしたものであるかどうかを、私は大いに疑うのです。どうせ人間一人ですから、その一つの頭の中から幾千万かの人間から成り立つ社会に立派にあてはまるような法律が容易に出てくるわけがないのです。ですから、これらの先生が法律を作られるならば、実際の事情や外国の法制などをできるだけよく調査し、人間の知恵の足らざるところをできるだけ補ってこれを大智たらしめるだけの努力をせねばならず、またそれをするだけの謙遜な気持ちがなければならないのです。そうし

て事の許すかぎりには法案をまず公表してひろく江湖の批評を乞うだけの雅量がなければならぬのです。ところが、例えば最近の議会で借家法案が提出されたときなども、法は最後まで秘密でわれわれ人民にはみせてくれない。私などもようやく新聞紙の六号活字でわずかにこれを知りえたにすぎませんでした。それでいよいよ議会に出た法案なるものをみたときに私は全く驚きました。遠慮なくいわせていただくと、全く穴だらけだからなのです。いったい、この借家法なるものは、今までのごとくただ個人主義的に考えて作られるべき法律ではない。問題がもっと複雑しているのです。人間はふえる、物は足りない。その調節をいかにしてゆくべきかを考える問題の一場合に相当するのです。ですから、この種の立法をするについては、従来の単純な資本主義や個人主義の頭脳だけを頼りにしたのでは、うまい法律のできるわけがないのです。それで、この同じ問題が、諸外国においても、わが国におけるよりはむしろ大仕掛けに起こり、これに対する立法も実にたくさんあるのですから、この外国の立法例だけでも十分調査し、また進んでは実際わが国における住宅難がどんなものであるか、またこれに関する法律上の争いは實際上どんなものであるかを、十分調査してかからなければならないわけです。ところが司法省のしたところをみると、外国の法律を参考した形跡が少しもないのみならず、わが国の実情についてもほとんどなんらの調査もないのです。現在、裁判所に提起される借家に関する事件の統計があるかというところはない。例えば借家人のほうから起こす訴訟の数はいったいどのくらいあるか、家主の起こす訴訟はどのくらいあるか、あるいは訴訟の金額はどのくらいか、これらの点を東京区裁判所の管轄区域内だけでもよろしいから知りたいと思ったのですが、そういうものは司法省にはないのです。いったい立法例を調査するでもなく、世の中の実情を調査するでもなく、ただ立案者がありあわせの小知恵をふるって書いたのでは、いかに立派な小知恵の持ち主にやらせてもうまくいくわけがない。そうしてその案がやがて同じく知恵一点張りの法制局あたりをまわった上議会通过する、これではたしていい法律ができるでしょうか。私は大いに危ぶむのです。それでは真に社会の実情に適合した法律のできるわけがないのです。それから次に今の立法者——世の中でいわゆる官僚と称される方々——は非常に世論なるものをばかにしておられます。ですから法案はなるべく秘密にすればするほどいいと考えておられます。なるほど世論は理屈に合わないものです。しかし世の中のことをすべて理屈に合わせようと思えば、しゃくにさわって仕方がなくなる、できない相談だからです。しかしながら、法律は理屈だけで動くものではないと同時に、世論といえども決してばかにすべからざるものである。決して軽視することは許さざるものである。世論は理屈の代表者ではない。しかし世論

にはなんともいわれない大きな価値がある。そこに人情の機微に触れた微妙な力強いところがあるのです。それを基礎にして法律を作らないで、どこに人間の気持ちに合う、本当の法律を作りうるか。法案を立てる人が、我輩はかく書いた、これより以上によいものはない、世論など衆愚のいうことがなにになるか、というような調子で、学者のこれに対する公平な批評すらきらうというに至っては、いったい国家民衆のために法律を作るのか、自己のヴァニティーのためにむりに我を押し通すのかわからなくなります。かかる結構な法律のもとで租税を納めるわれわれこそ実に迷惑千万な話であります。

私はこの点が一日も速やかに改良されて、もっと念入りに小智をたのまずに、真に人間味のある法律が作られるようになることを希望してやまないのです。

四 もっと人間味のある法律の教え方はないものか

終りに、もっと人間味のある法律の教え方はないものか、それを簡単に考えてみます。このことは今日のお話の初めにも詳しく申しましたが、今日わが国で学者の学生に教えるところはただ抽象的な理屈だけである。ところが法律は理屈だけでできているのではないから、学生に本当の法律を教えるには、理屈を超越した、言葉では言い表わせない、味をも教えなければならないのです。それには現在アメリカでやっているように、判例を材料にしてこれを批判させてみるのが、一番適当な方法のように思われるのです。

今、一つ日本の大審院判決を例にひいてお話をしますと、ある時ある所に一人の男がありました。ところが父の言葉にそむいてどこかのある女とよろしくきめこんで互いに一家をもった。父がいくら帰ってこいといっても帰ってこないから、仕方なく、父もそのまま放任しておいた。爾来数年を経たが帰ってこない。そこで父親は民法にいわゆる戸主の居所指定権なるものを行使した。ところがその男は頑として応じないので父親は憤慨して、一週間内に立ちもどるべし、しからざれば家から離籍してしまうぞ、という最後通牒を発した。それにもかかわらず、その男が期間内に帰らないのでとうとう離籍されてしまった。そこで今度は子供のほうからおやじを訴えて離籍の取消を請求した。その理由にいわく、一週間で帰ってこいというのはあまりにひどい、法律をみると「戸主は相当の期間を定め其指定したる場所に居所を転ずべき旨を催告することを得若し家族が其催告に応ぜざるときは戸主之を離籍することを得」とあって、わずか七日という期間はこれを相当と認めがたいと、こう息子のほうではいうのです。それを私たちが机の上で教えるときには、はたしてこの七日の期間が相当なりや否や、を適当に教え

ることは實際上不可能です。いうまでもなく、これは学者の領分外です。裁判所の領分に属すべきものです。ところで日本の大審院はこれをどう判決したかというところ、七日の期間が相当なりや否やは一概には決められない。この息子がその婦人と数年このかた同居している。この同居している事実を父親は是認しているのか。それとも父親は今日といえども従来どおり、ひきつづいて反対しているのか。そのいずれかで結論が違ふ。親がもともと認めて同居していたのだとすれば、わずかに一週間で帰れというのはむりである。これに反して、親が早く帰ってこいこいと始終いつづけて反対していたのならば、一週間といえども決して短くないと、こう判決を下しております。私はこれをもってまことに人情にかなった結構な判決だと思いますが、かくのごとき解決は学者が机の上で考えてはとうてい出てきません。やはり裁判官が本舞台に出て実際の事実をみて初めて考えつく考えです。

判決というものが、すべてこんなものだとは限らないのですが、とにかく実際の事実と離れない、いうにいわれぬ趣きのあるものです。ですから私はかような判決をたくさん集めたものをもとにして、法律を教えるがいい、そうすればひとり学生みずからをして自発的に法律を発見し学ばしめることをうるのみならず、理屈ではとうてい説明のつかない法律の機微を学生に教えこむことができ、いわば一举両得になります。ですからこれからの法学教育はこういう方向に向かつてしかるべきだと私はかたく信じます。

【設問 1】（配点 20 点）

筆者は、三において、人間味のある法律をつくるにはどのようにすべきだと考えているのか。三に示される借家法の問題点を具体的に示しながら 250 字程度で説明しなさい。

【設問 2】（配点 20 点）

筆者は、四において、もっと人間味のある法律の教え方について、どのようにすべきだと考えているのか。筆者の考えを 250 字程度でまとめなさい。

【設問 3】（配点 20 点）

上記三の前段部分、四の後続部分を自分なりに想定し、筆者は、本稿書で、現代の法律学についてどのような問題を感じており、どのように変更すべきであるとの結論に至ると推論されるか。

「法律の社会化」、「小知恵」、「一致協力」の用語を必ず用い、用いた箇所には下線を施して、250 字程度で説明しなさい。

以上

2026 年度 創価大学法科大学院

A 日程 小論文試験

問題 2 (配点 40 点)

次の設例は、池上彰編著『行動経済学入門』学研プラス、2022 年 3 月の内容を参考にしたものです。(同書によれば、人の行動は、自己中心的で自身の利益を合理的に追求する行動だけではなく、感情が他人の影響を受ける等の心理的作用によっても左右されるものである点に注目した「行動経済学」の観点から、強制力の行使ではなく緩やかな介入によって、より良い公共政策の実現を図る必要性があることを示すものです。)

人の心理や行動について示される【キーワード】欄の解説をよく読んで、【設問 1】から【設問 3】のそれぞれについて、同設問での人の心理的作用や行動と関連性が高いと考える【キーワード】をすべて選択した上で、それらを使いながら答えなさい。

【キーワード】欄

【ナッジ理論】強制や金銭的なインセンティブを使わずに、簡便、魅力的、社会的、タイムリーの 4 つの要素を組み合わせ、選択肢を提示する方法や環境を工夫することで、人を望ましい行動に誘導できるとする理論。

【解釈レベル理論】人は、時間的距離のある場合には本質的・抽象的なレベルで考えるが、時間的距離のない場合には副次的・具体的レベルで考える傾向がある。

【システマティック】論理的、体系的、計画的な熟考型の思考方法(場面)。

【ヒューリスティック】必ずしも正しい答えではないが、経験や先入観によって直感的に、ある程度正解に近い答えを得る即決型思考方法(場面)。

【バンドワゴン効果】人は、多くの人と同じ行動をとることで安心を得ようとする心理作用である「同調効果」によって、大勢の人と同じ行動を求める傾向がある。

【スノップ効果】人は、他人とは違うものを欲しいという心理傾向がある。

【ハロー効果】人は、あるものを評価するときに、それが持つ際だった特性によって全体の評価に影響を及ぼす心理作用がある。

【バーナム効果】人は、誰にでも当てはまるような曖昧な記述や特徴を、まるで自分のことを言われているかのように感じてしまう心理作用がある。

【フレーミング効果】同じ情報であっても伝え方や表現方法によって受け手の判断や印象が変わり、受け手の意思決定に大きく影響を与える心理作用。

【損失回避性】人は、得をしたときの喜びよりも損をしたときのショックの方が大きく、そのためになるべく損失を回避しようとする傾向が強い。

【極端回避効果】人は、何かを選択するときに、極端なものを避けて中庸を求める傾向が強い。

【アンカリング効果】人は、最初に与えられた情報に引きずられて判断する傾向が強い。

【サンクコスト効果】人は、一度手にしたものは手放したくないという心理作用である「保有効果」によって、保有を継続する傾向がある。

【利他性】人は、他人の利得に自分の喜びを見いだす心理作用がある。

【レシプロシティ】人は、相手に何かを渡したらお返しがあると期待し（「互惠性」）、逆に相手から何かを受け取ったらお返しをしなければならない（「返報性」）と感じる心理作用がある。

【設問 1】（配点 10 点）

A 鰻店では、2000 円の鰻丼と 5000 円の鰻定食の二品のみを販売しているが、お客の殆どが鰻丼を注文するので、採算がギリギリの経営になっている。

この経営を立て直すにはどのような方法が考えられるか。異なる 2 通りの方法を検討し、併せて 200 字程度で説明しなさい。

【設問 2】（配点 15 点）

B ファストフード店は、ハンバーガーの内容やソースの種類も多く、常に行列ができる人気ぶりであったが、その評判の割には収益があがっていない。

そこで、昼と夕方にのみ割引価格でのセットメニューを導入しようと考えている。

このような提案は成功すると考えられるか。また、確実に成功させるためには、どのような手法を併せて組み合わせることが考えるか。併せて 200 字程度で説明しなさい。

【設問 3】（配点 15 点）

コロナ禍でのコロナワクチンの接種率が低下を続けるために、早急にワクチン接種率を高めたいと考える。そこで 3 つの方法が考えられた。1 つめは、「コロナワクチンの接種は国民の義務です。本通知を持参すれば無料で接種できますので、必ず接種をお願いします。」、2 つめは、「コロナワクチンの接種は国民の自由です。ただ、世界で毎日 20000 人の人達が命を失っています。今我々が何をすべきかをよく考えてみてください。無料なのでどうぞ接種をお願いします。」、3 つめは、「コロナワクチンの接種は国民の自由です。なお、本通知を持参の方は無料でワクチン接種ができますが、有効期限の 3 ヶ月が過ぎると 3 万円の自己負担となります。」というものである。

これら 3 つの方法のうち、ワクチン接種率を高めるのに最も効果的かつ望ましい方法だと考えるのはどれか。200 字程度で検討しなさい。

以上